

若者活動サポートセンターあおぞら 規約

(名称)

第1条 本会は、「若者活動サポートセンターあおぞら」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島市安佐北区可部4丁目10-8-201とする。

(目的)

第3条 本会は、広島市安佐北区内において、若者の地域活動拠点の運営と活動支援に関する活動（事業）を行うことにより、災害に強く、暮らし続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために若者活動拠点運営活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 安佐北区に暮らし続けるための防災（減災）への取り組み・教育
- (2) 復旧復興支援活動
- (3) 若い人財と安佐北区の地域活動を繋ぐ中間支援
- (4) 社会貢献活動・教育の実施および若い世代の社会貢献活動サポート

(会員)

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し運営に携わるために入会した者とする。
- (2) 協力会員は、この会の目的に賛同し、事業運営に協力するために入会した者とする。
- (3) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を共同代表に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 個人 5,000 円
- (2) 協力会員 個人 3,000 円、非営利団体 3,000 円（1口以上）

(3)賛助会員 個人 1,000 円、企業 10,000 円（1 口以上）

（退会）

第 8 条 会員は、退会届を共同代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したとき。
- (2)会費を 2 年以上納入しないとき。

（役員）

第 9 条 この会に次の役員を置く。

- (1)共同代表 2 名
- (2)副代表 2 名
- (3)監査役 1 名

2 第 1 項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第 10 条 共同代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第 11 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）

第 12 条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則、事業等の変更
- (2)解散
- (3)事業報告及び収支予算
- (4)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費等)

第16条 本会の経費は、会費・助成金・補助金・寄附金その他の収入をもってあてる。

(その他)

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年4月2日から施行する。